

# 加盟団体規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第 2 版 2018 年 3 月 23 日

<文管 2-13>

## 第1章 <総則>

(目的)

- 第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の加盟団体について定めたものである。

## 第2章 <加盟団体>

(種別)

- 第2条. 本協会の加盟団体は、次の2種とする。
- (1) 地域別加盟団体：  
本協会の目的に賛同する全国各ブロックを統括する団体
  - (2) 種目別加盟団体：  
当協会の目的に賛同する特定の種目や目的等に特化した全国的な組織をもつ団体

(加盟手続き)

- 第3条. 加盟団体として本協会への加盟を希望する団体は団体規約、直近3期分の事業計画書、同事業報告書、同収支予算書、同収支決算書、役員名簿を添えて加盟申請書を理事会に提出しなければならない。
2. 加盟の決定は次のとおりとする。
- (1) 理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、承認された場合に総会へ諮る。
  - (2) 総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(分担金)

- 第4条. 加盟団体の分担金は別に細則で定める。
2. 分担金は毎年4月末日までに納めるものとする。ただし、新規加盟直後である初回の分担金は、加盟決定後1ヶ月以内に納めるものとする。

(義務)

- 第5条. 加盟団体の義務を以下に定める。
- (1) 本協会の目的に賛同し、事業に協力すること。
  - (2) 分担金を定められた期日までに納めること。
  - (3) 每期事業年度終了後4ヶ月以内に、事業計画書、同事業報告書、同収支予算書、同収支決算書、役員名簿、総会議事録を提出する

こと。

(権利)

- 第6条. 加盟団体の権利を以下に定める。
- (1) 加盟団体代表者会議に出席し、発言権と議決権を行使できること。
  - (2) 総会議案で除名対象となった場合に、議決前に弁明の機会が与えられること。
  - (3) 理事会における新規加盟団体に関する審議において、既加盟団体と競合等の懸念を有する場合、理事会で発言すること。

(資格の喪失)

- 第7条. 本協会の加盟団体は、次に掲げる事由によってその資格を喪失する。
- (1) 解散
  - (2) 脱退
  - (3) 除名

(除名)

- 第8条. 本協会の加盟団体が次の各号の一に該当する場合には、理事会及び総会の決議を経て、理事長が除名することができる。この場合、その加盟団体に対し決議の前に弁明の機会が与えられなければならない。
- (1) 本協会の名誉を著しく毀損し、または本協会の目的に反する行為をしたとき。
  - (2) 本協会の加盟団体としての義務を著しく怠ったとき。
  - (3) 分担金を2期以上滞納したとき。

(脱退)

- 第9条. 本協会の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を理事長に提出しなければならない。

### 第3章 <会議>

(名称)

- 第10条. 加盟団体代表者会議と称する。

(構成)

- 第11条. 加盟団体代表者会議（以下、「会議」という）は、第2条で定めた加盟団体の代表1名並びに、本部理事1名以上の出席をもって構成する。出席本部理事には発言権を付与する。

(決議事項)

第 12 条. 会議は、理事会からの提議事項、審議事項及び検討要請事項を決議する。

(招集及び開催)

第 13 条. 通常会議は、毎年 1 回理事長が招集する。

2. 臨時会議は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
3. 前項のほか加盟団体総数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して臨時会議の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時会議を招集しなければならない。
4. 会議の招集は、少なくとも 14 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第 14 条. 会議の議長は、会議の都度出席者の互選で定める。

(定足数)

第 15 条. 会議は加盟団体総数の 2 分の 1 以上の出席と、1 名以上の本部理事の出席がなければその議事を開き決議することができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の出席者を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

(議決権)

第 16 条. 会議における議決権は、1 加盟団体 1 個とし、出席本部理事には与えられない。

(決議)

第 17 条. 会議の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事会の決定を仰ぐこととする。

(議事録)

第 18 条. 会議の議事については議事録を作成しなければならない。

2. 議長及び出席した加盟団体代表者の 2 名以上が前項議事録に記名押印する。
3. 保管は本部事務局が行う。

## 第4章 <附則>

(改廃)

第19条. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

第20条. 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

2. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

## 細 則

1. 地域別加盟団体（ブロック支部）を以下に定める。
  - (1) 北海道、東北、千葉、埼玉、関東、神奈川、静岡、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄
  
2. 種目別加盟団体を以下に定める。
  - (1) 日本プロビリヤード連盟（JPBF）
  - (2) 日本プロポケットビリヤード連盟（JPBA）
  - (3) 日本アマチュアポケットビリヤード連盟（JAPA）
  - (4) 日本車椅子ビリヤード協会（JWBA）
  - (5) 日本スヌーカー連盟（JSA）
  
3. 分担金を以下に定める。
  - (1) 北海道：10 万円
  - (2) 東北：10 万円
  - (3) 千葉：10 万円
  - (4) 埼玉：10 万円
  - (5) 関東：50 万円
  - (6) 神奈川：10 万円
  - (7) 静岡：10 万円
  - (8) 中部：30 万円
  - (9) 北陸：15 万円
  - (10) 関西：45 万円
  - (11) 中国：10 万円
  - (12) 四国：10 万円
  - (13) 九州：10 万円
  - (14) 沖縄：5 万円
  - (15) JPBF：0
  - (16) JPBA：50 万円マイナス APBU 会費
  - (17) JAPA：30 万円
  - (18) JWBA：10 万円
  - (19) JSA：10 万円

以上

